

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛南町は、国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

愛南町長

公表日

令和2年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①国民健康保険資格の取得、喪失手続業務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等交付業務 ③一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用業務 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対する保険給付業務 ⑤県単位での資格継続業務に関する事務 ⑥県単位での高額該当回数引継に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号取得等事務（オンライン資格確認の準備業務）
③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 宛名・納付システム 3 個人住民税システム 4 福祉医療システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバ 7 国保情報集約システム 8 次期国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格台帳ファイル、国民健康保険給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府／総務省／令第5号）第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・ 番号利用法 第9条第1項（利用範囲）別表第1 項番30 ・ 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法別表第二の42及び43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府／総務省／令第7号）第25条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・ 番号利用法 第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	愛南町総務課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-1211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	愛南町町民課 住所 〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 電話番号 0895-72-7300

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事前	入力誤り
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 中尾 滋	町民課長 赤松 邦彦	事後	人事異動に伴う変更
平成29年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①国民健康保険資格の取得、喪失手続業務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等交付業務 ③一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用業務 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対する保険給付業務 ⑤県単位での資格継続業務に関する事務 ⑥県単位での高額該当回数の引継に関する事務	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①国民健康保険資格の取得、喪失手続業務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等交付業務 ③一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用業務 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対する保険給付業務 ⑤県単位での資格継続業務に関する事務 ⑥県単位での高額該当回数の引継に関する事務	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格・給付管理を行うことによる追記
平成29年3月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 宛名管理システム	1 国民健康保険システム 2 宛名管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ 5 国保情報集約システム 6 次期国保総合システム	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格・給付管理を行うことによる追記
平成29年3月10日	2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険資格台帳ファイル	国民健康保険資格台帳ファイル、国民健康保険給付ファイル	事前	平成30年度から都道府県単位で被保険者の資格・給付管理を行うことによる追記
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 宛名管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバ 5 国保情報集約システム 6 次期国保総合システム	1 国民健康保険システム 2 宛名・納付システム 3 個人住民税システム 4 福祉医療システム 5 団体内統合宛名システム 6 中間サーバ 7 国保情報集約システム 8 次期国保総合システム	事後	システム名称変更
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第二の42及び43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第7号)第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号	1 番号法別表第二の42及び43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第7号)第25条	事後	法令にあわせて修正
令和1年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長 赤松 邦彦	町民課長	事後	所属長氏名削除
令和1年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話番号 0895-72-1211	電話番号 0895-72-7300	事後	連絡先電話番号変更
令和1年6月1日	Ⅳ リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①国民健康保険資格の取得、喪失手続業務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等交付業務 ③一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用業務 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対する保険給付業務 ⑤県単位での資格継続業務に関する事務 ⑥県単位での高額該当回数の引継に関する事務	国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務において取り扱う。 ①国民健康保険資格の取得、喪失手続業務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証等交付業務 ③一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用業務 ④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に対する保険給付業務 ⑤県単位での資格継続業務に関する事務 ⑥県単位での高額該当回数の引継に関する事務 ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号取得等事務(オンライン資格確認の準備業務)	事後	法令改正にあわせた準備業務追加
令和2年3月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第5号)第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号	1 番号法別表第一の30の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第5号)第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・ 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・ 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正にあわせた準備業務追加
令和2年3月6日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法別表第二の42及び43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第7号)第25条	1 番号法別表第二の42及び43の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府／総務省／令第7号)第25条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・ 番号利用法 第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・ 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正にあわせた準備業務追加